

料金表Ⅱ 定期契約

第1条（定期契約の定義）

定期契約とは、当社が定める期間、契約者が継続してサービスの提供を受ける契約のことであり、本約款に記載されている条項に、以下の条文の条件を付加します。

- 2 定期契約の条件を承諾できない契約者は、定期契約に申し込むことはできません。
- 3 定期契約は、契約が成立した日の属する月の初日から起算し、契約期間を算出します。
- 4 定期契約の契約期間が満了した場合、更新期間内に契約者が申し出ない場合は、当社は契約を更新し、その契約期間は新たに算出します。
- 5 当社が定める定期契約は1世帯につき1契約、1回線になります。
- 6 定期契約で締結可能な種別は、住宅用のみになります。

第2条（住宅形態による制約）

当社が定める共同住宅および集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの、以下、「集合住宅」といいます。）内の世帯、もしくは、それ以外の住宅（以下、「戸建住宅」といいます。）に分類し、それぞれ締結できる定期契約が異なる場合があります。

第3条（当社が定期契約を承諾しない場合）

当社は、以下のいずれかに該当する場合、定期契約の承諾をしないことがあります。

- (1) 本約款に定める第9条第2項のいずれかに該当する場合
- (2) 当社が定める住宅形態と異なる場合
- (3) ハートフルプランの契約者

第4条（月額利用料）

定期契約で定めるサービスの利用料は、月額の利用額となります。当月分の利用料を当月末（当社が別に定める期日）までにお支払いただきます。

- 2 付加機能利用料は、料金表Ⅰおよび別に定める規約に則り、追加契約が可能です。

第5条（契約解除料）

定期契約で定める契約期間内に、契約者が定期契約の解除を行う場合には、契約解除料の支払いを要します。契約解除料の額については、本約款の別表定期契約に定める通りです。

- 2 前項の場合において、更新期間にあたる場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。

第 6 条 (更新の定義)

当社は、定期契約の更新について、以下のように定めます。

- (1) 更新日は、定期契約が成立した日を含む月の初日から起算して、満了する日の翌日を示します。
- (2) 更新期間とは、定期契約の満了日を含む月、更新日を含む月および更新日を含む月の翌月を示します。

第 7 条 (定期契約の解約)

当社は、定期契約の解約について、以下のように定めます。

- (1) 契約者が定期契約に定めるサービスの解約を行う場合には、定期契約の解約となります。
ただし、契約者が転居により当社のサービスを解約する場合であって、転居後に、別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行う場合には、契約解除料の支払いを要しません。
- (2) 当社が定期契約に定めるサービスの利用の停止を行う場合には、当社は、解約と扱います。